

備品貸与細則 平成22年5月18日

第1条（目的）

本専門部登録団体は活動の強化及び向上のため備品貸与をうけることができる。ただし、幹事会の推薦及び総会の承認を必要とする。

第2条（貸与の基準）

以下の各号の一つに該当する場合、貸与の対象とすることができる。

- 1 活動の意欲があるが、写真設備の乏しい登録団体
- 2 優秀な活動が継続しており、さらなる強化が期待できる登録団体
- 3 新規に活動を開始する登録団体
- 4 高校写真展に出品が確約できる登録団体

第3条（貸与の期間）

- 1 貸与は当該年度の総会から次年度の総会までの一年間を単位とする。ただし、総会の承認により、連続して貸与を受けることができる。
- 2 高校文化祭記録等、本部会の業務に必要な場合、貸与を受けた団体はその期間貸与物品を返納しなければならない。
- 3 高校写真展に出品が無かった場合、直ちに貸与物品を返納しなければならない。
- 4 当該部顧問に異動がある場合は、直ちに貸与物品を返納しなければならない。

第4条（備品の保全）

- 1 備品貸与された登録団体はその保全の義務を負う。故障・破損の場合はできる限り貸与時の状態に修理しなければならない。ただし、メーカー修理対象外となった場合はこの限りではない。

第5条（備品）

貸与備品は以下の通りである。

- 1 デジタル一眼レフ 7台
- 2 コンパクトフラッシュ 6枚

（附 則）

- 1 この規約は、平成22年5月18日から施行する。
- 2 第3条3追加。第5条（備品）数量改正。平成23年5月19日から施行する。
- 3 現有する機材はEOS kissX(標準ズーム) 3台
EOS X50 (標準ズーム) 2台
EOS X50 (Wズーム) 2台

※ EOSkissX(標準ズーム) 3台は 2008 年製造終了し修理可能期間は 2015 年までとなるため 2014 年を貸与の最後とし、以降は 2014 年の貸与校への無期限貸与とする。